

平成 27 年 7 月 24 日  
関東地方整備局  
用地部用地企画課

# コンサルタント業務等における 技術提案書記載内容の簡素化について

【技術提案書記載内容について着目点を 1 項目に限定する取り組み】

## 1. 実施内容（概要）

平成 27 年 8 月 1 日以降に公示する総合評価落札方式（簡易型）で入札手続きを実施する業務において、技術提案書作成者の事務負担軽減のため、技術提案書に記載する実施方針等の内容を 1 項目に限定し、記載内容を簡素化する取り組みを実施する。

技術提案書に記載する内容は、入札説明書（個別）に示す事項について、最も効果的、重要と考えられる実施内容を受注者自ら 1 項目提案し、その理由及び実施方法を具体的に記載することとする。

また、複数の着目対象に対する提案を 1 つの項目として記載した場合や 2 項目以上記載した場合は、業務理解度の評価を加点しないこととし、過剰な記載を抑制するものである。

## 2. 対象業務

補償コンサルタント業務のうち簡易公募型競争（に準じた）入札方式（総合評価落札方式（簡易型））で発注手続きを行う全ての案件を対象とする。

## 3. 実施方法・評価方法

1) 入札説明書（個別）において、下表のように着目点（着目事項）を記載するための事項・事柄を示す。

【入札説明書（個別）への記載例】

3. 業務の概要

- (1) 業務名
- (2) 業務内容
- (3) 業務の詳細な説明
- (4) 技術提案（実施方針等）に関する着目点

本業務の実施方針等の記載にあたっては、以下に示す事項について、最も効果的、重要と考えられる実施内容について1項目記載し、その理由及び実施方法を具体的に記載すること。

1) ○○○○○○

2) 技術提案書（実施方針等）に記載した着目点に関して、着目した理由及び具体的な実施方法とともに、業務履行のための手順、工程計画を記載することとする。

記載内容に関する評価項目は、業務理解度（着目点、着目理由）、実施方法、実施手順、工程計画及びその他とし、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		技術点
	判断基準		
実施方針・実施フロー・工程計画その他	業務理解度（着目点、着目理由）	業務を履行するうえで重要な着目点となっており目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 なお、複数の着目対象に対する提案を1つの項目として記載した場合、または2項目以上記載した場合は、加点評価しない。	1 5
	実施方法	業務に関する知識（実施方法）が優れている場合に優位に評価する。	1 5
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	1 0
	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	1 0
	その他	なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない（技術提案書を無効とする）。 また、仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。	—

3) 技術提案書（実施方針等）の記載にあたり、以下のように技術提案書の記載様式に併せ、注意事項及び標準的な記載例を以下ように示すこととする。

(様式－6)

・業務の実施方針

【着目点】

---

---

【着目理由】

---

---

---

---

【実施方法】

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

・実施フロー

--

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

注1：業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載すること。

注2：工程計画は、入札説明書に記載の予定履行期間内で記載すること。

注3：文字サイズは、10ポイント以上とすること。(概念図、出典の明示できる図表、既往成果等は除く)

## 技術提案書（実施方針等）に関する注意事項等 【総合評価落札方式（簡易型）】

1. 技術提案書については、提出者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し評価する。
2. 文面の文字の大きさは10ポイント以上を基本とし、業務フローチャート等に用いる文字は、判読可能な文字の大きさとする。
3. 提案の記載にあたっては、文面や業務フローチャート等に会社名（過去に受注した、具体的な会社名等が類推できるものを含む）を記載しないこと。
4. 提案書の資料の頁数は、1頁とする。これを超えた提案は加点評価の対象としない。ただし、2頁目以降に記載した内容についても履行義務（設計図書、関連法令に違反するもの及び適正な履行がなされない恐れがあるものを除く）を負うものとする。
5. 実施方針の記載にあたっては入札説明書（個別）3.（4）技術提案（実施方針等）に関して、最も効果的、重要と考えられる実施内容について1項目記載し、その理由及び実施方法を具体的に記載すること。

着目点（提案項目）は1つの着目対象（〇〇の実施、等）に限って設定すること。複数の着目対象に対する提案を1つの項目として記載した場合、又は2項目以上記載した場合は、業務理解度の評価を加点しないものとする。

ただし、当該複数提案についても全て履行義務を負うものとする。

### 【複数の提案（着目点）とみなし加点評価対象としない例】

- ・関係機関との連絡調整を密にし、工程を着実に実施するための体制を整える。  
(円滑に業務を履行するための方策が2項目記載)
- ・準拠す諸基準を遵守し、確実な業務執行体制を構築する。  
(物件調査を適切に実施するための方策が2項目記載)
- ・成果品の品質向上を図るため、的確な時期に照査を実施し、照査実施時期を業務スケジュールに示し進捗状況を管理する。  
(照査に関する事項とスケジュール管理の双方が記載されており、どちらが着目点か不明確である)

6. 1つの提案項目に対する実施方法は、業務の特性又は現場条件等を考慮し、着目対象に関して効果を発現させるための1つの実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む）を具体的に記載する。

ここでいう「効果を高めるために付帯して行うもの」とは、1つの提案項目（着目点）を効率的、効果的に行うための検証、確認など合わせて実施することで合理的な効果が発揮されるものとする。

## 実施方針等の標準的な記載例 1

### 「成果品の品質を向上させるための方策」

着目点：成果品毎に適切な時期に照査を実施

着目理由：成果品の品質を確保するためには、適切な時期に照査を実施することが重要である。

実施方法：成果品毎に積算が完了した時点で、共通仕様書等に基づきなされているか照査を実施する。また、その根拠となる資料を打合せ時に監督職員に提示する。